

South China - Asia Business Report

Vol. 70
March
2018

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs

Topics

ベトナム不動産投資の実務と留意点[1] 3 ～不動産投資マーケットの現状～	3
動き出す「広東・香港・マカオ・ペリエリア」構想 7	7

Regional Business

Vietnam

移転価格に関する法人税申告時の提出資料 11	11
------------------------------	----

India インドの税制 [67]

2018 年インド予算案の概説 14	14
--------------------------	----

Thailand

タイにおける BEPS への取り組み状況 および移転価格税制アップデート 19	19
--	----

Taiwan

台湾における所得税法の条文改正草案 24	24
----------------------------	----

China 解説・中国ビジネス法務 [29]

中国における環境保護税の導入 27	27
-------------------------	----

Hong Kong

香港における移転価格税制の概要 30	30
--------------------------	----

Macro Economy

アジア経済情報: インドネシア 35	35
--------------------------	----

Briefs

Topics

ベトナム不動産投資の実務と留意点[1]～不動産投資マーケットの現状～

ベトナムでの不動産投資に注目が集まっている。経済成長を背景に都市部への人口集中が急速に進む中、オフィスや商用施設、住宅をはじめとした都市開発が活発化し、多くの投資家が不動産投資のチャンスをつかっているためだ。一方で、社会主義体制下にあるベトナムでは、外資に開放されている投資分野に制限があることや、土地は国の所有物であるという前提、法律や手続面における特殊性もある。こうした現地事情を踏まえ、ベトナムでの不動産投資にあたっては日本のそれとは異なるものであるという認識の下、その違いを正しく把握し、適時適切に対応する必要がある。

そこで本稿では2回にわたり、当地の不動産投資マーケットの状況や不動産投資関連法制、また各種手続きをはじめとした商慣習にスポットを当て、日系企業を含む外国人投資家がベトナムで不動産投資を行うにあたり、留意すべき実務上のポイントを紐解いていきたい。第1回目となる今回のレポートでは、ベトナムの不動産投資マーケットの現状についてフォーカスする。今回取り上げるホーチミン、ハノイ、ダナンの3都市は各々特徴的ではあるものの、いずれにおいても好調な不動産投資環境が確認できる。

動き出す「広東・香港・マカオ ベイエリア」構想

香港とマカオ、そして中国華南地域を一つの湾岸地域と捉え、ニューヨークやサンフランシスコ、東京と比肩する世界有数の広域都市圏へと成長させる「広東・香港・マカオ ベイエリア」構想が始動した。アジア有数の国際金融都市である香港と、マカオ、中国華南地域は今後ますます一体化が進み、2030年にはGDPで東京を追い抜き、世界一のバイエリアに成長する見通しとなっている。中国政府が描く、広東・香港・マカオバイエリア各地域の役割や相互協力目標について紹介・解説し、バイエリア構想における香港への期待と課題についても考察したい。

Regional Business

[Vietnam] 移転価格に関する法人税申告時の提出資料

ベトナムにおける移転価格税制については17年5月までに、すでに政令およびガイドラインとも公布・発効済みとなっており、一部地域ではその適用が要求されているケースもみられる。当地で移転価格に関する法人税申告時に提出を求められるのは移転価格文書（ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書）そのものではなく、これらの概要を包括的にまとめた独自フォームである。ここでは各種フォームについて解説し、記載にあたって必要な情報や留意点などについて紹介する。

[India] インドの税制[67] 2018年度インド予算案の概説

インド政府は18年2月1日、18/19年度予算案を発表した。昨年導入されたGSTの影響による混乱から回復傾向にあるインド経済であるが、政府は本予算案において、①農村地域の地方経済活性、②貧困層向け社会保障や教育基盤の強化、③経済成長のために必要な産業セクターの活性化、の3点を重要施策として打ち出している。予算案で示された税制改正案もこれら施策の財源確保に向けた内容のほか、国際課税ルールに対応する内容もみられる。日系企業に対し影響があると考えられる改正内容について解説する。

[Thailand] タイにおける BEPS への取り組み状況および移転価格税制アップデート

タイは OECD 加盟国ではないこともあり、これまで BEPS 行動計画への対応も比較的緩やかに検討されてきた。一方でタイは 17 年 2 月、OECD 加盟国以外の国々にも BEPS 行動計画への参画を求める包括的な枠組みである「BEPS 行動計画のインクルーシブ・フレームワーク」に参加しており、これを受けて国内法の整備、税制改正の実施を求められる状況にあり、今後それらが順次行われる見通しだ。ここでは現在のタイにおける BEPS 行動計画への対応の状況を確認するとともに、今後の動向について考察する。

[Taiwan] 台湾における所得税法の条文改正草案

台湾では 18 年 1 月に所得税法の改正案が立法院で成立し、同年から全面適用となる。改正内容は、法人税と個人所得税に及び、特に法人税改正では、法人税率(増税)、留保金課税(減税)、配当源泉税(増税、ただし日台租税条約上は変更なし)となっているが、在日台系企業については、総合的な税負担に大幅な変化はないものとみられている。ここでは今回の税制改正内容について、法人税および個人所得税について、それぞれ個別に紹介する。

[China] 解説・中国ビジネス法務 [29]中国における環境保護税の導入

環境保護、汚染物排出削減に向けた取り組みを強化する中国政府は、15 年環境保護法の改正、施行をはじめ、次々に環境保護関連法制の整備を進めてきた。その中で、16 年 12 月に制定された「環境保護税法」が 18 年 1 月より施行されている。これは従来の対象事業者に対する汚染物排出費の徴収制度を廃止し、代わりに設けられたものだが、税金として定められたことから、環境保護の取り組みに税務機関が加わることとなり、汚染物排出費と比較すると徴収管理が強化されることが予想される。ここでは、環境保護税法に

ついて、課税対象となる汚染物、納税義務者、またその税額の計算方法などを紹介する。

[Hong Kong] 香港における移転価格税制の概要

税率の低い香港は従来から租税回避地として活用されてきた中で、移転価格税制への取り組みは緩やかに行われてきた経緯がある。一方、世界的な BEPS 行動計画への対応という潮流もあり、香港でも 17 年 12 月に香港税務改正法案が公開され、今後の審議を経て正式に公布、施行された場合、いよいよ移転価格税制が香港にも導入されることになる。施行後は、一定数の日系企業も移転価格文書の作成が義務付けられると予想されていることから、ここでは同法案における移転価格税制の概要および移転価格文書について紹介する。

Macro Economy

アジア経済情報：インドネシア

17 年 3Q(7~9 月期)の実質 GDP 成長率は前年比 +5.1%と、2Qの+5.0%からペースは横ばいながらも経済成長が続いている。当期は総固定資本形成が加速しており、内訳をみると、機械投資と建設投資の寄与度の上昇が明らかで、政府が進めるインフラプロジェクトの継続的な進展などが要因とみられる。個人消費も前年比+5.0%と堅調な伸びを示しており、インフレの低下が押し上げ要因として挙げられる。財貨・サービス輸出は、前年比+17.3%と、前期の同+3.6%から大きく増加したが、これについては前年同期に断食明けの大祭の影響から稼働日数が大きく低下した反動によるものであり、一時的な押し上げ要因となった。インドネシア中銀による利下げやドル高基調もあり、通貨安が進む中、ジャカルタ総合指数は上昇基調で推移し、過去最高値も記録している。今後についても、欧米経済の景気回復や、政府によるインフラ投資計画の更なる進展などを牽引役として、緩やかな景気拡大基調を見込む。



ベトナム不動産投資の 実務と留意点 [1] ～不動産投資マーケットの現状～

大橋 拓郎 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

ベトナムでの不動産投資に注目が集まっている。経済成長を背景に都市部への人口集中が急速に進む中、オフィスや商用施設、住宅をはじめとした都市開発が活発化し、多くの投資家が不動産投資のチャンスをうかがっているためだ。そこで、当地の不動産投資マーケットの状況や不動産投資関連法制、また各種手続きをはじめとした商慣習にスポットを当て、日系企業を含む外国人投資家がベトナムで不動産投資を行うにあたり、留意すべき実務上のポイントを紹介する。

はじめに

ベトナム社会主義共和国(以下、ベトナム)は中国南部と国境を接し、社会主義体制下での政治の安定性や、低廉な人件費といった部分が評価され、チャイナ・プラスワンの本命として多くの日系企業が工場を設置してきた。昨今は、伸長する経済力を背景にサービス業での外資導入も進み、2大都市であるハノイ、ホーチミンのほか、リゾート地として有名な中部のダナンもインフラの整備が進みつつある。このような都市発展の中で、現地デベロッパ



大型物件の開発が相次ぐホーチミン市内

一のみならず、現地企業と外資との合併企業(JV)による大規模な不動産開発が各地で活発化しており、オフィスビル、高級マンション、商業施設、ホテルが次々と建設されている。

ベトナムでは、2015 年の不動産事業法や住宅法の改正によって、外国人・外資系企業といった外国投資家による不動産投資規制が緩和されたこともあり、最近では海外の富裕層がベトナムでの不動産投資に注目するのみならず、外資系企業によるベトナム不動産投資の高まりが顕著になっている。一方で、社会主義体制下にあるベトナムでは、外資に開放されている投資分野に制限があることや、土地は国の所有物であるという前提、法律や手続き面における特殊性もある。こうした現地事情から、ベトナムでの不動産投資にあたっては、日本のそれとは異なるものであるという認識の下、その違いを正しく把握し、適時適切に対応できることが重要だ。

そこで本稿では2回にわたり、ベトナムにおける

日系企業による不動産投資の実例を踏まえ、当地における不動産投資実務の全体像をレポートするとともに、日系企業を含む外国投資家にとって留意すべき点について紐解いていきたい。

第1回目となる本稿では、投資先としてベトナム国内外から注目を集めるベトナムの不動産投資マーケットの現在についてフォーカスする。

ベトナム不動産マーケット概況

ベトナム不動産マーケットを概観するにあたり、以下でホーチミン、ダナン、ハノイの順に紹介する。その理由としては、①南北に長いベトナムでは、気候風土、文化風習、ビジネス環境について地域差が存在することを念頭に、ベトナム全土をバランス良くカバーできこと、②いずれも中央直轄市としてインフラ整備が進んでおり、日系企業の進出も盛んな地域として認知度が高いこと、である。ここでは、主に3都市の特徴点を取り上げ、データ取得が可能なホーチミンとハノイについてはオフィスビルの賃料水準や稼働率にも触れながら、ベトナムの不動産投資環境について評価したい。

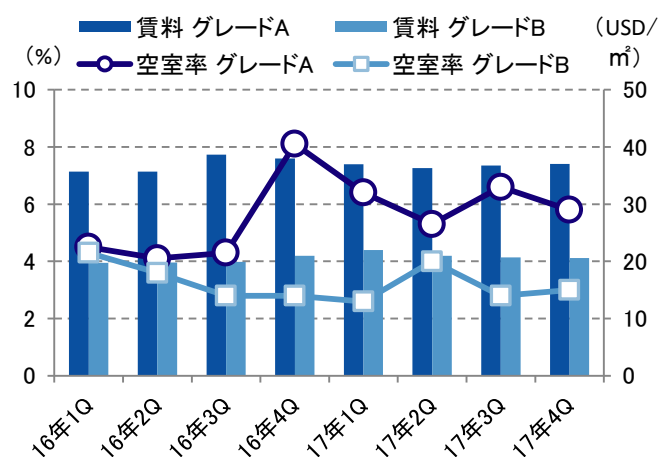
<ホーチミン>

ベトナム南部に位置するホーチミンは同国最大の経済都市である。同市の GDP はベトナムの GDP 全体の 20%以上を占め、人口は国内最大の約 844 万人(都市部 約 686 万人)となっており、毎年 2%前後で人口の増加が続いている。オフィス、商業施設、ホテルは「District 1」と呼ばれる同市中心部に集中しているが、人気の高い中心部において開発可能な土地は限られていることから、最近では中心部からやや離れた周辺地域にレジデンスや商

業施設の新規建設が進んでいる。今後は 2021 年までに予定されている地下鉄の開通のほか、橋やトンネルの建設も進み、中心部と周辺地域の連結性が高まることで、市周辺部へと都市が広がっていくと予想される。かかる中、地場大手デベロッパーだけでなく、外資デベロッパーによる開発も活発化しており、日系企業も日本ならではの高い品質や物件管理のノウハウなどを武器に、高級～中級の住宅物件を相次いで分譲している。さらに、ホーチミンに隣接するビンズン省では、地場・日本のデベロッパー合併による大規模な都市開発プロジェクトも進行中で、日本ブランドによる物件開発は各地で好評を博しているようだ。

さて、ホーチミンのオフィス物件の賃料水準と稼働率については高位安定している(図表1)。直近2年間の空室率はグレードA¹物件がやや上昇しながらも足もと6%程度、グレードB物件に至っては安定した推移の中で同3%という非常にタイトな状況となっている。かかる状況を受けて賃料水準はグレ

【図表1】ホーチミンのオフィス物件賃料と空室率推移



(注)賃料は、サービスチャージおよび付加価値税を含まない値。
(出所)CBRE 公表データより作成

¹ 物件のロケーション、天井高、設備等のレベルに応じてグレード A および B に分類される。

ードA、Bともに上昇基調にある。この2年間はグレードA、B物件の新規供給が相次いだものの、旺盛な不動産需要がそれを吸収し、非常に需給が引き締まっている。21 年までに2件の大型物件供給が予定されているが、現在の強い需要環境は継続し、それらの供給を順調に消化する見通しである。

<ハノイ>

ベトナム北部に位置する首都ハノイは、人口約752 万人(都市部約 370 万人)を擁し、ホーチミン同様、毎年2%程度で人口増加を続けている。元来1,000 年以上の歴史を有する都市であり、ベトナムの政治の中心として、多くの人を集め、各国政府の出先機関や企業が事務所や支店を構えている。中心部には古くからの趣ある西洋風な低層建築が連なっており、法令により中心部における高層建築が認められていないため、ホーチミン中心部で見られるような超高層ビルは見当たらない。また、ハノイ市当局は中心部の再開発をしない方針としていることから、中心部から離れた市西部～南部に個別に分散する形で、オフィスやレジデンス、商業施設の開発が進み、小規模な建物群を形成している。

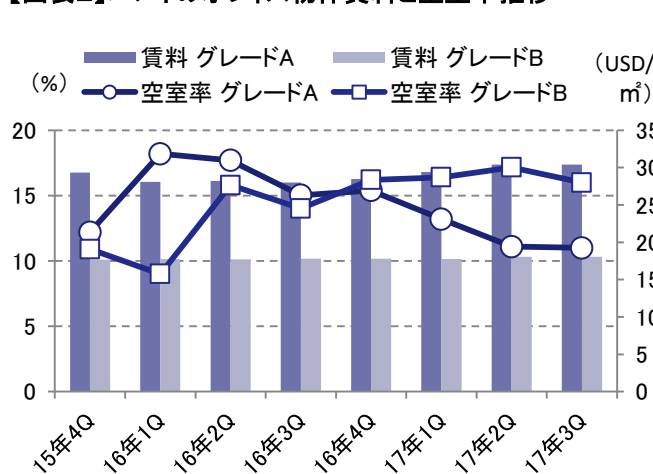


日系企業が多く入居する Corner Stone Building(右)とハノイ市内を彩る美しい西洋風の建築物(左)

そのため、中心部に一極集中しているホーチミンと異なり、ハノイの不動産マーケットにおいては物件同士が競争することがなく、価格上昇が抑えられる半面、新都心の形成に至るような相乗効果を発揮できない状況となっている。しかしながら、好調な経済成長を擁するベトナムの首都ハノイには、現地企業のみならず外資系企業のオフィス需要も根強く、その稼働率や賃料水準は、ホーチミンと比較すると低めではあるが安定している(図表2)。

ハノイのオフィス物件の直近2年間の空室率は、グレードA物件が低下傾向を示しながら足もと11%、一方のグレードB物件は16 年第2四半期に大きく上昇したものの、その後は安定しており同16%台となっている。賃料水準の推移を見ると、グレードA、B物件ともに安定した推移を示していると言える。この2年間においては、大型のグレードA、B物件の竣工に伴い供給が大きく伸びたが、空室率と賃料水準の推移が示すとおり、順調に消化されている。現地の仲介企業によると、順調なホーチミンの不動産マーケットに遅行する形で、ハノイのオフィス物件やレジデンス物件も一部で賃料が上がり始めている実感もあることから、今後

【図表2】ハノイのオフィス物件賃料と空室率推移



(注) 賃料は、サービスチャージおよび付加価値税を含む値。
(出所) CBRE 公表データより作成

もホーチミン程の過熱感はないものの、マーケットは安定的に推移すると考えられよう。

<ダナン>

ベトナム中部に位置するダナンは国内有数の港湾都市であるとともに、内外でリゾート地としても名高い。近隣には世界遺産もあることなどから、主に韓国、中国、日本からの観光客が集い、リゾートホテルが軒を連ね、新規物件の供給も相次いでいる。一方で、周辺部には従来から縫製関係等の製造工場も多くあり、ダナン市投資委員会の話では、投資環境の整備を進め、今後はITや電子部品関連といったハイテク企業も積極誘致を行いたい意向にある。その意味でビジネス拠点としての将来的なポテンシャルと、それに伴う地域住民の生活水準向上も期待される中、リゾートホテル物件のほかに、ビジネスホテル物件や分譲マンションといったレジデンス物件が投資対象として注目を集めている。例えば、現地のデベロッパーによると、現在建築中の分譲マンションについては、各戸の売買予約の段階で早々に完売となり、売買予約の権利が繰り返し転売されている事実が確認されているなど、地域住民をはじめとして大きな購入需要が発生していると推察されている。

ダナンは、ホーチミンやハノイといった政治・経済



ダナン市内でも見られる大型物件の建設現場

面における大都市とは違い、市中に大型オフィスビルが多数見られるといったことはないが、その地域特性からレジデンスやホテルに対する需要は依然根強く、今後も投資家によるレジデンス物件やホテル物件に対する投資環境は良好であると言えよう。

ベトナム不動産マーケット概況総括

以上のように、3都市における不動産マーケットは各々特徴的であるが、総じて不動産市況を構成するファンダメンタルズは好調であり、将来のポテンシャルも考慮すれば、投資マーケットとしては非常に魅力的な状況となっている。同国の順調な経済成長を背景に、ベトナム国内企業のみならず外資系企業によっても強いオフィス需要が発生し、ホーチミンやハノイといった大都市には地方から都市部に移り住む人のほか、外資系企業の駐在員やその家族も流入し、人口の増加に伴うレジデンス、商業施設、ビジネスホテルといったオフィス以外のニーズも高まり、不動産マーケット全般に好影響をもたらしている。この流れは今後しばらく続くと見られており、ベトナムの不動産マーケットは好調さを維持すると考えられることから、マーケットの観点から見ると、ベトナムでの不動産投資は有望であろう。

一方で、ホーチミンにおいては、マーケットの過熱感も見られ、物件の価格が高すぎることから、投資目線が合わずに投資を断念している企業のケースも見受けられたことにも触れておきたい。

第2回では、国内外の投資家がベトナム不動産市場への投資機会をうかがう中、既に不動産投資を行ってきた外国投資家はどのように投資を行っているのか、日系企業の事例を交え、不動産投資実務と留意すべきポイントについて紹介したい。



動き出す「広東・香港・マカオ バイエリア」構想

常海霞 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

香港とマカオ、そして中国華南地域を一つの湾岸地域と捉え、ニューヨークやサンフランシスコ、東京と比肩する世界有数の広域都市圏へと成長させる「広東・香港・マカオ バイエリア」構想が始動した。既にアジア有数の国際金融都市である香港と、マカオ、中国華南地域の一体化は何を目指し、どのような役割を期待されているのか。中国政府の狙いを考察する。

バイエリア構想の概要

「広東・香港・マカオ バイエリア」(中国語で「粵港澳大湾区」、以下バイエリアと略)は、広東省珠江デルタの9都市(広州市、深圳市、仏山市、東莞市、惠州市、中山市、江門市、珠海市、肇慶市)および香港とマカオの2つの行政区に跨る地域を対象としている(図表1)。総面積は 5.6 万 km²(中国全体の 0.6%)、総人口は 6,671 万人(同 4.9%)にすぎないものの、2016 年時点の珠江デルタ9都市の名目 GDP は 1.02 兆米ドルで中国全体の8%

を占め、香港、マカオと合わせた名目 GDP 総額は 1.38 兆米ドルと、米ニューヨークに迫り、2030 年時点の予測では東京も上回る 4.6 兆米ドルに達するとみられている(次頁図表2)。

バイエリアは既にヒト、モノの集積でも世界レベルに達しており、16 年時点でバイエリア域内の香港、マカオ、広州、深圳および珠海の5空港の年間輸送旅客数は延べ 1.85 億人、同年の世界のコンテナ取扱量トップ 10 のうち3つを域内に抱え、深圳が世界第3位、香港が同5位、広州が同6位となっている。珠江デルタと香港・マカオを核心地域とするバイエリアは、中国において経済が最も発達し、最も活力のある都市群の一つといっても過言ではない。

1. 経緯

バイエリア構想が浮上したのは、ここ数年に過ぎない。国家発展改革委員会と外交部、商務部は 15 年3月 28 日、「シルクロード経済ベルトと 21 世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョン

【図表1】バイエリアの対象地域(網掛け部分)



【図表2】広東・香港・マカオ ベイエリアと世界3大ベイエリアの比較

項目	広東・香港・マカオ ベイエリア	東京 ベイエリア	ニューヨーク ベイエリア	サンフランシスコ ベイエリア
人口(万人)	6,671	4,347	2,340	715
面積(km ²)	5.65 万	3.67 万	2.14 万	1.8 万
GDP(億米ドル) *2030 年 GDP 予測 (億米ドル)	1.38 兆 *4.6 兆	1.8 兆 *3.2 兆	1.45 兆 *2.1 兆	0.76 兆 *2.2 兆
1 人当たり GDP (米ドル)	20,419	41,407	61,965	106,293
特徴・主要産業	先端技術・イノベーション、金融、製造、海運	金融、先端製造、流通、海運	金融、不動産、海運	科学技術イノベーションサービス
第三産業(%)	62%	82%	89.5%	82%
港湾コンテナ取扱量 (万 TEU)	6,520	766	465	227

(資料) 中国国際経済交流中心(CCIEE)、粤港澳大湾区研究院「粤港澳大湾区研究報告」2017 年 6 月 29 日、中国(深圳)総合開発研究院 2017 年 7 月 10 日

と行動」¹を発表し、「香港・マカオ・台湾との協力を深め、広東・香港・マカオ大湾区を打ち立てる」との文言を初めて盛り込み、国の戦略的計画としてベイエリア構想を打ち出した。その後、16 年の第 13 次五カ年計画(16 年～20 年)²で「広東・香港・マカオ大湾区および省を跨ぐ重要協力プラットフォームの建設を推進する」と明記されたことで一気に同構想が現実味を帯びる。そして 17 年 3 月に、李克強総理が全人代における政府活動報告³の中で、「大陸部と香港・マカオとの高度な協力を推進し、広東・香港・マカオ大湾区都市群発展計画を研究・制定し、香港・マカオの独特な優位性を

発揮し、国家経済発展と対外開放における地位と機能を高めなければならない」としたことで、ついにベイエリアにおける都市群発展計画の策定と、同計画の具体化に向けた一歩が踏み出され、国家の戦略として動き始めた。

17 年 7 月 1 日には、広東省と香港、マカオ政府との間で「広東・香港・マカオ ベイエリア」の開発推進に向けた枠組み協定⁴が調印され、当該枠組みの下、域内における協力メカニズムの向上・革新、相互補完的な協力関係の構築、ベイエリアの共同開発を推進していくこととなっている。

2. 協力の目標および重点分野

ベイエリア構想の重点は、域内都市間の相互協力により、各都市の連携強化や相互補完を推

¹ 2015 年 3 月 28 日中国国家発展改革委員会「推动共建丝绸之路经济带和 21 世纪海上丝绸之路的远景与行动」
http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201503/t20150328_669091.html

² 2016 年 3 月中国国務院「中华人民共和国国民经济和社会发展第十三个五年规划纲要」
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbghwb/201603/P020160318573830195512.pdf>

³ 2017 年 3 月 16 日李克強総理「政府工作报告」
http://www.gov.cn/premier/2017-03/16/content_5177940.htm

⁴ 2017 年 7 月 1 日国家発展改革委員会、広東省人民政府、香港特別行政区政府、澳門特別行政区政府「深化粤港澳大湾区合作 推进大湾区建设框架协议」
https://www.gce.gov.mo/bayarea/files/BayAreaAgreement_cn.pdf

進しつつ、それぞれの優位性を発揮し、全体の競争力を引き上げることにある。

例えば、広東省としての協力目標は、改革開放における先行地区および経済発展のけん引役として、科学技術イノベーションセンターおよび先端製造業、現代産業システムの中心となる都市圏を構築することである。一方、香港にとっての協力目標は、国際金融・海運・貿易の三大センターとしての地位強化、オフショア人民元業務の世界的ハブとしての地位強化、そしてアジア太平洋地域における国際法律・紛争解決サービスセンターの構築である。また、マカオの協力目標は、世界的観光レジャーセンター、ポルトガル語圏国家との経済貿易協力拠点の建設、多元的文化が共存する拠点の建設となっており、各地域それぞれの優位性(図表3)を発揮することで、いっそう活力あるベイエリア都市経済圏にしようとしている。

このため、枠組協定にうたわれた協力分野は、①インフラの相互連携の強化、②世界の新たなイノベーションセンターとしての地位強化、③「一帯一路」沿線国・地域とのインフラ連携や通商協力の深化、④製造業の高度化や新興産業の育成による産業バリューチェーンの高度化、⑤広東や香港・マカオの金融市場の相互開放や連携推進による香港を筆頭としたベイエリア金融核心圏の共同構築、⑥教育や環境を含めた質の高い生活圏の創出など、多岐にわたっている。

ベイエリア構想における香港の役割

ベイエリア構想は、中国の国家戦略として位置づけられ、香港でもそのチャンスをつかむべく、地域協力において前向きの姿勢が示されている。行政長官による17年の施政方針演説では、国のベイエリア戦略に積極的に協力するための具体的な行動として、「ベイエリア建設推進および本土

協力指導委員会」、「広東・香港・マカオ ベイエリア発展弁公室」という専門部署の立ち上げを表明した。このうち前者はベイエリア関連のプロジェクト参画のための具体的日程を制定し、後者は実務を執行する部署となっている。

具体的にまず想定されるのは、先に中国政府が掲げた「一帯一路」構想での香港の役割と同様、中国と海外双方のインフラ、経済・貿易、金融、人材などにかか

【図表3】ベイエリア対象地域の各都市の特徴・位置づけ

城市	名目 GDP (億米ドル)	特徴・位置づけ
広東	① 広州	2,951 中国華南文化センター、中国有数の自動車生産基地
	② 深圳	2,934 通信やIT・エコカー分野でのイノベーションセンター
	③ 仏山	1,299 中国重要な輸出貿易工業拠点
	④ 東莞	1,028 IT・通信電子設備製造業
	⑤ 惠州	514 電子関連企業集積地
	⑥ 中山	482 家電・金属加工、アパレル、家具生産拠点
	⑦ 江門	364 中国最大規模の紡績服装、化学繊維の生産基地
	⑧ 珠海	335 電子情報、バイオ医薬、石化、家電等は主要産業
	⑨ 肇慶	314 国家歴史文化都市・中国優秀観光都市
⑩ 香港	3,194	国際金融センター・物流センター
⑪ マカオ	448	世界的観光レジャーセンター

(資料) 各地方政府統計局 2016 年データ、各市政府ホームページ等

る“スーパーコネクター”として、双方の連携の架け橋となることであろう。香港金融管理局（HKMA）は 16 年、「一帯一路」関連プロジェクトに向けた内外の投融資を促進するプラットフォームとして「基建融資促進弁公室」（IFFO）を設立しているが、今後はアジアの金融・ビジネスセンターであり、かつ人民元オフショア市場における中心地としての優位性をさらに高め、一帯一路のみならず、バイエリア構想に関連するプロジェクトの資金調達をサポートしていくと目されている。

また、これからのハイテク産業や技術革新にかかる R&D において不可欠となるのが、知的財産の管理である。香港は 2017 年のグローバル・イノベーション・インデックス（GII）⁵において、制度面やビジネス環境などで高い評価を得ているが、バイエリアにおけるイノベーションセンターの役割としては、充実した司法サービスを活用してアジアの知財取引ハブとなることや、法律、コンサルティング、会計などの専門機関を動員してバイエリア企業の海外進出の後押しをしたりと、ソフト面でのサポートを行っていくことも必要だろう。

バイエリアによる広東省、香港、マカオの経済連携は、香港経済の成長を持続させる推進力となると考えられる。香港は既にアジアでも有数の競争力を備えており、さらに今後は深圳などとともにイノベーション産業の世界的クラスターとなることが目される有力地域の一つでもある。バイエリア構想によるインフラの連結強化、政策的支援や税制優遇などを通じ、周辺地域とともに、より良いビジ

ネス環境を整えていくことが求められよう。

⁵ GII は国連機関の1つである世界知的所有権機関（WIPO）等が共同で発表している、国の制度、人的資本、インフラ、市場やビジネスの洗練度、テクノロジーに関するデータを基に各国のイノベーション能力や成果を評価する指数。国・地域別で香港は 16 位、日本は 14 位だった。



【Vietnam】

移転価格に関する法人税申告時の提出資料

福本 直樹 I-GLOCAL CO., LTD.

はじめに

ベトナムにおける移転価格税制は、2017 年2月24 日付で Decree20/2017/ND-CP が、17 年4月28 日付でそのガイドラインとなる Circular41/2017/TT-BTC が公布され、17 年5月1日より発効している。

一方で、適用開始事業年度については明確にされておらず、原則は17 年12月決算から適用と認識されているものの、上記の通り5月から発効していることから、一部の地域では17 年6月決算、9月決算から当該新法の適用を要求されているケースもある。

ただし、移転価格に関する法人税の申告時に提出が求められているのは、ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書といった移転価格文書そのものではなく、これらに関する記載概要をまとめたフォームとなる。移転価格文書そのものについては、すでに本誌 61、67 号にてまとめられているため、本稿では当該フォームに関して解説する。

フォームの概要

改正前の Circular66/2010/TT-BTC においては、移転価格文書はローカルファイルのみで、法人税申告書に添付を求められるのは、関連者取引の概要を記載するフォームのみであった。しかし本改正により、国際課税の標準とされる OECD 租税委員

会による BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクトの報告書に基づき、移転価格文書として、ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書の作成を求められることとなった。

これに合わせて、法人税申告書に添付するフォームも、従前の関連者取引概要を記載するものに加えて、移転価格文書の各文書に対応する計4つのフォームが設けられた。移転価格文書は法人税申告期限までに作成することを求められているが、提出自体は税務調査期間中であれば要求日から15 営業日以内、税務調査より前に要求された場合は、要求日から30 営業日以内(15 日間の延長可)となっている。一方で、各種フォームについては、法人税申告書に添付して提出しなければならない。

結果としては、移転価格文書を作成するにあたり必要な情報の確認となるので、移転価格文書も法人税申告書の作成と併せて行う必要があるのだが、提出期限に関しては混同しないよう、ご留意頂きたい。

各種フォームの説明

以下、各フォームについて個別に説明する。本稿ではあくまでフォームについての解説を中心とするため、言葉の定義などについては説明を割愛させていただきます。

(1) フォーム 01

4つのセクションから構成され、原則としてすべてのベトナム法人が提出を求められる。

まずセクション1では、関連者の名称、所在地国、関係性などを記載する。

セクション2では、移転価格税制の対象外となるか、もしくは免除規定に該当するかを記載する。対象外となるのは、すべての取引先がベトナム国内で法人税を支払っており、優遇などを受けていない場合としている。こちらに該当する場合は、その旨を記載し、セクション3、4については免除され、移転価格文書の作成も不要となる。

一方、以下の3つの条件のうちいずれかを満たす場合は、移転価格文書作成の免除規定に該当する。その場合はその旨をセクション2に記載し、セクション3、4については記入を免除されないものの、移転価格文書そのものの作成は免除となる。

- 会計年度における納税者の総売上高が500億ベトナムドン(以下、VND)(約2.5億円)未満、かつ関連者取引の総金額が300億VND(約1.5億円)未満であること。
- 税務局と移転価格事前確認の合意書(以下、APA)を締結し、APAに関する法規定に従った年次報告書を既に提出していること。
- 納税者の事業内容が単純なものであり、無形資産の開発および使用に関する費用、売上が発生せず、売上高が2,000億VND(約10億円)未満、かつ、借入利息及び税引前利益の合計／売上高の割合が販売

事業の場合は5%以上、製造事業の場合は10%以上、加工事業の割合は15%以上であること。

セクション3では、取引価格について、商品、サービス(研究開発、広告宣伝、管理コンサル、ファイナンスなど)に分けて、価格設定方法の記載、APAの有無、独立企業間価格との比較を行い、差額がある場合はその旨を記載する。

セクション4では、①製造業、貿易業、サービス業、②銀行業、貸金業、③証券業、資産運用業の3つの業界に分類した上で、関連者、非関連者に区分した損益情報を記載する。

(2) フォーム 02

「ローカルファイルにおける提供が必要な情報、資料のリスト」という名称であり、納税者に関する情報、関連者取引に関する情報、財務情報の3つに分けて、それぞれ詳細が記載されており、その情報が作成、保存されている場合は、チェックを入れる構成となっている。該当する情報がない場合は無記入とする。

求められる情報には、組織図や決算報告書といった多くの企業が保有しているものや、APAに関する合意書といったほとんどの企業が保有していないもの、また記載が容易なものから、市場情報や関連者取引の背景説明、3年以上損失が続いた場合のその理由と原因、事業計画といった具体的に何をを用意するか判断に時間を要するものまで列挙されている。

(3) フォーム 03

「マスターファイルにおける提供が必要な情報、

資料のリスト」という名称であり、組織構造、事業活動、無形資産、グループ間財務活動、納税状況について、フォーム 02 同様に、その情報が作成、保存されている場合にチェックを入れる構成となっており、該当する情報がない場合は無記入とする。こちらも無形資産の影響、機能リスク分析に関する説明など、さまざまな情報を用意することを求めているように考えられる。

(4) フォーム 04

2つのセクションから構成され、セクション1は居住国別の所得配分、租税および事業の概要、セクション2は居住国別の関連子会社リストとなっている。

最終的な親会社がその居住国の法令に沿った国別報告書を作成している場合は、同等の内容を記載した国別報告書とフォーム 04 のいずれかを提出するように求められている。ベトナム法人が最終的な親会社であり、連結売上高が18兆 VND(約900億円)超の場合は、フォーム 04 を作成することとなる。

おわりに

17 年におけるベトナム移転価格税制の改正は、BEPS プロジェクトの報告書に基づいて改正しているため、形式的には国際標準のものである。一方で実務的には、不明確な部分を各税務担当官の判断によって補うことが予想され、できる限り保守的に対応しておく必要があると考えられる。本稿で説明した各種フォームは、移転価格文書を準備する際にも、情報の有無を確認する内容であるため、移転価格文書作成の際に、これらフォームをチェックリストとして活用して、日本サイドと共有しながら対

応することをお勧めする。



福本 直樹
(ふくもと なおき)

I-GLOCAL CO., LTD.
ハノイ事務所代表
税理士



日本の税理士法人勤務時代、外資系企業を中心に国内の飲食店や医療法人に対し、設立支援から移転価格など幅広い税務・会計コンサルティングを提供。現在は I-GLOCAL ハノイ事務所代表としてベトナムに進出している日系企業のサポートを行っている。



【India】インドの税制 [67]

2018 年インド予算案の概説

後谷 賢 KPMG インド(デリー)

1. はじめに

インド政府は2018年2月1日、2018/19年度予算案を発表した。予算案は国会承認を受けて正式に法制化されることになるが、国会承認までの期間で大幅な変更は想定されないため、予算案を踏まえた対応が必要になる。

18/19 年度予算案では、農村を中心とする地方経済を活性化するための農業支援、貧困層向けの社会保障・教育基盤の強化、経済成長のために必要な産業セクターの活性化、という3点の重要施策が打ち出されている。今回発表された予算案の内容を確実に実行することが経済成長のために非常に重要となろう。

インド経済は、昨年7月の GST (Goods and service tax) 導入に伴う混乱から回復傾向にある一方、農村地域の経済環境は成長軌道に乗り切れていない。政府は22年度までに農業従事者の所得を現行ベースから2倍に引き上げることを公約しており、今回の予算案においても農村地域経済に重点的に予算を配分し、農業産業の活性化を図ろうとしている。18/19 年度の経済成長率は 7.2% から 7.5% を目標としており、2017/18 年度の予想経済成長率 6.5% と比較し大きく増加することが期待されている。

インド国民の大部分は基礎的な社会保障基盤の恩恵を受けることができておらず、当該状況からの脱却を目指し、財務長官は世界最大規模の社会保障スキームの導入を提案している。その中で、貧困層など約1億世帯に年間最大50万インドルピー(以下、INR)の社会保険金の給付を検討していることも明らかになっている。貧困層の購買意欲の向上が達成できれば、経済全体にプラスの影響が期待できよう。

金融セクターに更に資金を呼び込み、当セクターの活性化を図るべく、インフラ投資信託や不動産投資信託等の法環境の整備を進めるとともに、国際金融サービスセンターの機能強化が提案されている。銀行の不良債権問題は、経済成長の大きな足枷と認識されているが、政府は不良資産整理プログラムを継続しつつ、政府系銀行の資本増強に努め、将来的には政府系銀行の貸出し与信枠を5兆 INR 拡大することを目指すとしている。

現政権は、発足以来、経済の構造改革を主導してきた。特に昨年7月には、経済活動を国内で統一させるべく GST を導入している。導入時の混乱はあったものの、中長期的には GST はブラックマネー撲滅に貢献し、政府の課税基盤強化に寄与すると同時に、物品の輸送コストの削減に繋がるなど、透明性のある統一的な間接税制度として産業界からは歓迎されている。外国投資家にとり魅力的な国にな

るために、政府は今回の予算案を着実に実行し経済を持続的に成長させていくこと、過去に導入した制度を安定的に運用していくことが求められる。

本稿では、税制改正案のうち、日系企業に対する影響があると考えられる改正内容につき解説する。なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点を予めお断りする。

2. 税制改正案

(1) 法人税

世界的に法人税率の低下が進んでいる傾向にあるが、今回発表された予算案では法人税の税率について変更はない(図表1)。しかしながら、国内企業の相当程度を占める中小企業については、法人税の基本税率を 30%から 25%へ引き下げる提

案がなされている。これまで年間売上高5億 INR 以下の企業に対して認めていた軽減税率の適用範囲につき、年間売上高 25 億 INR の企業にまで拡大される。一方で、社会保障基盤の拡充を目的に、追加目的税の税率は3%から4%に引き上げられるため、法人税の実効税率は中小法人を除き上昇することになる(図表2)。

課税基盤の拡大を目的に、インド PAN の取得対象範囲の拡大が予算案に盛り込まれている。現状、インド側で源泉税納付が必要となる所得を得ている外国法人は税務申告義務があり、PAN を取得することが必要となる。政府は、当範囲を、税務申告の有無に関係なく、国内会社等と 25 万 INR 以上の取引がある外国会社に広げるとし、該当する外国会社の取締役等に対しても PAN の取得を要請する内容になっている。税務当局がPANを基にインド側か

【図表1】法人税

法人税	
中小企業に対する軽減税率	2016/17 年度の年間売上高が 25 億 INR 以下の内国法人については、2017/18 年度の税務申告から 25%の法人税率が適用される(従来の法人税率は 30%)。
追加目的税率の変更	税額に対して課税が行われる追加目的税につき、3%から 4%に引き上げる
納税者番号(Permanent Account Number、以下 PAN)取得対象範囲の拡大	PAN の取得対象範囲につき、インド企業と 25 万 INR 以上の取引を行うすべての外国法人に義務付ける提案がなされている。 また、当該外国法人の取締役等についても PAN の取得が必要となる。
新たな税務調査方法の導入	対面式で行われていた税務担当官とのやり取りにつき、新たに、電子媒体を利用したフェイスレスなコミュニケーションの導入が提案されている。
みなし配当課税対象範囲の明文化	直接的、間接的な資本関係がある兄弟会社間の資金貸付等はみなし配当課税の対象に含むことが明確化されている。当該取引に対して配当分配税(配当額の 30%)が課税される。

【図表2】法人税の実行税率比較※

	年間売上高	
	25 億 INR 以下	25 億 INR 超
内国法人	29.12%	34.94%
外国法人	43.68%	

※課税所得1億 INR 以上の会社の実効税率

ら得ている収入の有無を捕捉することが目的と思われるが、従来と比して PAN 取得の対象者が大幅に増加することになる。取得手続きの煩雑さも踏まえれば、今後、PAN 取得対象者に何かしらの制限が掛かる可能性もあり、今後の動向に留意する必要がある。

(2) 国際課税、移転価格税制

国際課税に関しては、BEPS¹行動計画で示されている「価値創出の場の明確化」に基づく法制化が検討されている(図表3)。

国際課税ルールを表面的に適用して実質的な価値創出の場とは異なる場での課税を達成する企業行動を制限することを目的とし、BEPS 行動計画1「電子商取引課税」に基づき、オンライン取引を通じて国内顧客から利益を得ている外国企業に対して課税するための国内税法の修正が提案されている。具体的な数値は未だ決定していないが、オンライン取引をインドで展開する海外企業が、一定金額以上の取引額を有している場合、または、一定人

数以上の顧客を確保している場合、インド顧客から得た利益に対し課税を認める法律の修正が盛り込まれている。

また、外国会社の代理人として実質的な役割を担う国内会社等が特定される場合、国内会社を外国会社の恒久的施設(Permanent Establishment、以下 PE)認定し、インド側に帰属すべき利益に対する課税を可能とする法律の修正も提案されている。国内会社が、契約条件の交渉、値決めなど、契約締結のために主要な役割を担う場合、外国会社の PE 認定を受ける可能性が高くなる。

国際課税については、国内法のみでなく、租税条約が優先するケースがあるため、国内法の修正により直ちに上記のような課税が生じることは想定されない。しかしながら、税務調査により指摘を受ける可能性が高まるため、国際課税に関しては事前に統制を利かせる対応が必要になると考える。

【図表3】国際課税

国際課税	
国際課税の強化	海外よりインターネット媒体を利用して国内顧客に物品およびサービスを提供している企業など、国内に企業体を有していない外国法人に対する課税を可能とする国内税法の修正が提案されている。 外国会社と国内顧客との間で締結した契約の交渉を、実質的に行う国内関係会社または代理人が存在する場合、当該外国会社に対する課税を可能とする国内税法の修正が提案されている。
移転価格文書作成義務の明確化	外国親会社が国別報告書を作成していない場合であっても、国内法で国別報告書の作成が必要な場合、該当する国内法人は国別報告書の提出が義務付けられることを明確化している。
移転価格文書の提出期日の緩和	国別報告書の提出期日を会計年度末から 12 カ月後に緩和(従来は会計年度末から 8 カ月後)。

¹ Base Erosion and Profit Shifting:税源浸食と利益移転

(3) 個人所得税

個人所得税の税率、税率適用区分に変更はない(図表4)。

法人税と同様に追加目的税がこれまでの3%から4%に引き上げられているため、最大実効税率が35.53%から35.88%に上昇する。

(4) 間接税

2月1日の予算案公表の翌日2月2日から基本関税率の見直しが行われているとともに、基本関税額に対して追加で課税される追加税の税率につき、従来の3%から10%への引き上げが行われている(図表5)。

日系企業に対して大きく影響するのが、基本関税率の見直しである。自動車や二輪用のエンジン、

および点火装置、スターター部品に対する基本関税率の7.5%から15%への引き上げ、CKD(コンプリート・ノックダウン生産)のため輸入されるギア、トランスミッション用の部品等に対する基本関税の10%から15%への引き上げが、2月2日より行われている。自動車部品製造を行う日系企業は多いことから、納入先に対して価格改定を依頼する、現地調達を検討するなどの対応が必要になると考えられる。

政府は関税当局の調査権限を拡大する方向性を示している。諸外国の関税当局と合意のうえ、調査に必要な情報の交換を認め、関税当局は調査範囲を国外にまで拡大することが可能になる。関税当局の関税申告の調査権限を明確化すると同時に、税務係争案件の軽減を図るべく、関税調査開始前、追徴通知発行前に事前通知を行い、修正申告の

【図表4】個人所得税

個人所得税	
追加目的税率の変更	税額に対して課税が行われる追加目的税につき、3%から4%に増加する。
基礎控除枠の設定	年間 40,000INR までの基礎税額控除額を設定する。 基礎税額控除の導入により、従来の通勤費控除および医療費控除(総額 34,200INR)は廃止される。
高齢者税額控除の拡大	60 歳以上の高齢者に対する医療費控除の限度額、および利子所得の免税額が拡大されている。

【図表5】間接税

間接税	
基本関税率の見直し	18 年2月2日以降の輸入取引に対し、一部品目につき基本関税の税率の見直しが行われている。
追加税の増加	18 年2月2日以降の輸入取引に対し、基本関税額に対して10%の追加税が課税される(従来は3%の追加目的税が課税)。
関税当局の権限強化	合意に基づく他国の税務当局との情報交換を認め、関税調査の範囲を拡大する。
納税者保護	事前確認制度を導入し、納税者が事前に関税当局と適用される関税率等の合意を得ることを可能にする。 関税調査時に納税者が修正申告を行う機会を提供する。 電子決済制度を導入する。

機会を提供する仕組みの導入が提案されている。

GST 法案に関する修正については、GST 評議会にて議論、決定が行われるものであるとし、今回の予算案の中では言及が無かった。

3. おわりに

今回の予算案は、総じて大きな新制度の導入はなく、翌年度の総選挙を睨んでか、安定的な内容になっている。税制改正についても大きな変更はないが、国際取引に対する課税を強化する法整備には留意すべきである。グローバルに事業を展開する企業については、世界的な国際課税のコンプライアンス拡大の流れに対応するため、これまで以上に国際税務部門のレベルアップと統制強化が必要になってくると考えられる。

後谷 賢

(ごうたに さとし)
KPMG インド(デリー)
アソシエイト・ディレクター
日本公認会計士



2003 年にあずさ監査法人東京事務所入所。主に、精密機械製造メーカー、化学品製造メーカー等の会計監査及びデューデリジェンス、事業再生業務に従事。あずさ監査法人インド事業室にて、インド進出を検討する日系企業のサポート業務を経験後、17 年 5 月より KPMG デリー事務所に赴任。会計・税務を中心に、インドにおける日系企業のサポート業務に携わっている。



【Thailand】

タイにおける BEPS への取り組み状況 および移転価格税制アップデート

子田 俊之 FAIR CONSULTING (Thailand)

はじめに

本誌第 65 号で、タイにおける移転価格税制の動向についてご紹介しましたが、その後 2018 年 1 月 3 日に、移転価格税制に関する歳入法の改正について閣議決定が行われました。今後、国民立法議会の承認を経て、歳入法への条項の追加および施行が見込まれていますが、未だ施行時期は明確になっていません。過去においても、15 年 5 月に移転価格税制に関する歳入法の改正法案が閣議決定されたものの、歳入法の改正、施行が行われない状態が続いていたという経緯もあります。そのため、納税者側の反応としては、今回の歳入法改正に注目しているものの、法制化の動向については、慎重に、あるいは懐疑的に捉えているというのが現在の状態ではないかと考えます。

しかしながら、移転価格税制に関する歳入法の改正は、アセアンの周辺各国では既に明確化されている、新移転価格文書規制の導入と軌道を同じくする流れであると考えられます。タイにおいては、国際課税の進展に対し、国内法の整備はあまり進んでいないというのが今までの状態であり、タイの納税者、または外国からの進出企業にとって、国際課税に関してはあまり注意を払って来なかったというのが実態であると考えます。本稿では、上述の移転価格税制の閣議決定に関する解説を行うとともに

に、国際課税、特に BEPS 行動計画に対するタイ側の対応状況を解説します。

また、本稿執筆に当たり、BEPS 行動計画への対応について、タイ歳入局へのインタビューを行っています。一部内容については、インタビューの回答に依拠しており、未だ公表、確定されていない部分を含んでいることにご留意下さい。

タイにおける BEPS への取り組み状況

OECD 加盟国は BEPS 行動計画に従い、順次国内法の改正を行っていかねばなりません。しかしながら、タイは OECD の加盟国ではなく、BEPS 行動計画への対応も比較的緩やかに検討されてきており、BEPS 行動計画を受けての歳入法、その他の税法の改正も積極的には行われてきませんでした。一方で、タイは 17 年 2 月に、BEPS 行動計画のインクルーシブ・フレームワーク（以下、インクルーシブフレームワーク）に参加しました。インクルーシブフレームワークとは、OECD 加盟国以外の国々にも BEPS 行動計画に参加を求める包括的な枠組みであり、この枠組みに参加することにより、ミニマムスタンダードである、行動計画 5、6、13、14 に対する国内法の整備対応が求められることとなっています。

また、タイは 17 年 1 月、OECD の主導する、「税の透明性および税務目的の情報交換に関するグロー

バル・フォーラム」(以下、グローバルフォーラム)にも参加を表明しています。グローバルフォーラムに参加することにより、国税当局間で金融口座情報や納税者の国別報告書の情報を自動的に交換する仕組みを構築することが求められ、今後、情報交換の観点からも国内法の整備が順次行われていくものと考えられます。

移転価格税制に関する歳入法の改正案の内容 (BEPS 行動計画 13)

18 年 1 月 3 日、移転価格税制(移転価格文書義務規制)に関しての歳入法の追加条項について、閣議決定が行われました。当該決定に関する歳入法の条文文言は未だ公表されていないものの、各種報道により、図表 1 の要点が決定されたことが明らかになっています。

当閣議決定は BEPS 行動計画 13 に従った新たな移転価格文書の作成義務を定めるものであると考えられますが、本稿執筆時では、歳入法の改正はされておられません。当該閣議決定に関しての考察ですが、まず、今回の新規制に関する適用開始

時期が 17 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度となっていることで、遡及的かつ、納税者にとっては不意打ちとなるような適用開始時期の設定となっています。また、売上高が 3,000 万タイバーツ未満(約 1 億円)の納税者のみが免除を受けるという規定になっており、非常に閾値が低く、多くの日系企業の現地子会社が義務の対象となることが考えられます。一方で、当該閣議決定が法制化された場合も、納税者に提出が求められるのは、いわゆる法人税申告書の別表(関連者間取引に関する情報)になり、移転価格文書については後の税務調査の段階で提出が求められるものになります。

BEPS 行動計画 13 に従った、新たな移転価格文書の構造(ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書)の導入については未だ明確ではなく、納税者が当該閣議決定をタイにおける移転価格文書義務化として捉えて行動を開始することは、実務的にも難しい状況であると考えます。

BEPS 行動計画 5、6、14

以下、BEPS のインクルーシブフレームワークのミ

【図表 1】18 年 1 月 3 日、移転価格税制に関する閣議決定の要点

移転価格に関する情報要求	納税者は年次法人税申告に合わせ、関連者間取引に関してまとめられた、移転価格に関する開示報告を行わなければならない。
適用開始時期	移転価格税制に関する新たな歳入法の規制については、17 年 1 月 1 日以降に開始される会計年度に対して適用される。
除外される納税者	年間の売上高が 3,000 万バーツ未満の納税者については、法人税申告時の移転価格に関する開示報告を免除される。当該除外に関する閾値の設定については、財務省令によって、今後詳細が規定される。
移転価格文書作成義務との関係	法人税申告時に提出される、移転価格に関する開示報告に従い、歳入局は以降 5 年間の期間にわたって、移転価格に関する詳細文書、およびそれに関連する補助的な文書の提出を求めることができる。
罰則	移転価格に関する開示報告の不提出、あるいは歳入局の要求時に移転価格文書を提出しないことに対しては、正当な理由がない限り罰金が科される。

ニマムスタンダードである、その他の行動計画、5、6、14に関するタイの対応状況につき、説明致します。

まず、有害税制への対抗措置（行動計画5）については、タイ投資委員会（BOI）が与える税制恩典についての議論が行われている状況になるようです。特にIHQ、Treasury Centerといった、地域統括関連の業務を行う事業に対する税制上の恩典が、利益移転、租税回避行為につながる懸念があると言われています。この懸念に関して、歳入局より、OECDに対して何らかの回答あるいは対応方法が提示され则认为られ、今後の BOI の税制恩典の動向に注意する必要があります。

次に、租税条約濫用の防止（行動計画6）に関しませんが、現在タイが締結する各国との租税条約の中で、租税条約濫用の防止規定である、主要目的テスト（Principal Purpose Test）または特典制限条項（Limitation of Benefits）が含まれているのは、米国との租税条約のみになっています。行動計画6に従って、タイが各国との租税条約の改正を個別に進める動きはなく、BEPS 行動計画 15 に定められている多国間協定（Multinational Instrument）の開発に対する検討および署名への参加による包括的な対応が進められています。また、租税条約濫用防止に資すると考えられる、居住者証明書（Certificate of Residence）の提出については、タイ

においては今のところ、租税条約の適用にあたり、他国の受益者側の居住証明の提出を求めることは行われておりません（図表2）。しかしながら、歳入局は他のアセアン各国で行われている居住証明書の提出について、有用性の検討を行っており、紙媒体あるいは電子的な方法にて提出を求める形での制度設計を検討しているようです。

もう一つのミニマムスタンダードである、相互協議の効果的実施（行動計画 14）に関しての検討ですが、タイにおいては、事前確認制度（Advance Pricing Agreement）に関するガイドラインが公表されており、対応がなされていると考えられます。その一方で、相互協議（Mutual Agreement Procedures）に関するガイドラインについては明確な規定は公表されておりません。

その他の BEPS 行動計画への対応（行動計画1および行動計画7）

電子経済の課税上の課題への対処（行動計画1）について、タイ歳入局は17年6月22日に電子商取引に関する歳入法の改正についてのパブリックコメント募集を行っています（次頁図表3）。当該パブリックコメントの募集後、未だ歳入法の施行までは進んでおりませんが、電子商取引に関する歳入局の

【図表2】租税条約の濫用防止に関する用語の解説

主要目的テスト Principal Purpose Test (PPT)	租税条約の特典を享受することを主要目的とする取引から生じる所得に対しては租税条約の適用を認めないとする規定
特典制限条項 Limitation of Benefit (LOB)	租税条約上の特典を享受できる適格者の要件を客観的に定義し、非適格者に対する租税条約上の特典付与を制限する規定
多国間協定 Multinational Instrument (MLI)	既存の2国間で個別に制定されている租税条約に対し、協定の参加国間で統一的なルールの下で租税条約の改正を進めるもの
居住者証明書 Certificate of Residence (COD)	租税条約に基づく租税の減免措置等を受ける為、受益者が相手国の当局に対して居住国の居住者であることを証明する書面

【図表3】2017年6月22日タイ国歳入法、電子商取引に関するパブリックコメント募集の内容

法人税課税	外国法人が以下の電子商取引の態様によってタイ国で収益を得る場合、当該外国法人は恒久的施設をタイ国に保有し、その利益に対し法人税が課税される。 (1) 電子商取引がタイ国のドメインを用いて行われていること、または、(2) 対価の支払がタイバートで行われ、タイ国から支払いが行われること、または、(3) その他国税総局長が定める条件に合致すること
源泉税課税	外国法人が電子商取引によって、タイ国において恒久的施設を保有することなく、以下の収益を得る場合、当該受益者に対する対価の支払について、15%の源泉徴収課税が行われる。 (1) オンライン広告サービス、(2) Web ホスティングサービス、(3) その他省令で定める収益
VAT 事業者登録について	外国法人が電子商取引において、無形資産あるいはサービスの提供を VAT 事業者でないタイ法人あるいは個人に対して行う場合、当該外国法人はタイ国において VAT 事業者登録を行わなければならない。 また、外国法人が無形資産あるいはサービスの提供を、他者から提供される Web サイトあるいは電子アプリケーションを通して行う場合、当該 Web サイトあるいは電子アプリケーションの提供者を外国法人の代理人であるとみなす。当該代理人は外国法人に代わって VAT 事業者登録を行わなければならない。
少額貨物の VAT 免除規定の廃止	1,500 パーツ以下の物品の輸入に関する VAT 免除規定を廃止する。

課税強化の流れがあるものと考えられます。

上記パブリックコメント募集については、電子商取引の性質を鑑みて、タイ歳入局の外国法人への課税権を広げることが意図していると捉えられます。しかしながら、租税条約については変更されておらず、恒久的施設の判定は引き続き外国法人の居住国との間の租税条約を参照することになると考えます。また、源泉税課税についても同様に、引き続き租税条約で規定される上限税率を適用することが可能です。

また、恒久的施設の認定に対する人為的回避の防止(行動計画7)について、上記の電子商取引に関する歳入法の改正にも見られる傾向ではありますが、恒久的施設の定義については、タイの国内法においては、各種細則、通達、告示等で事象別の恒久的施設認定の規定がなされており、一貫した定義が無いというのが実態になります。その中で

本則である歳入法第 76 条の2において規定されている内容は、外国法人が、タイ国内における事業に従業員、代理人または仲介人を置き、タイ国内にて所得を得ている場合、その従業員等がその法人の所得にかかる恒久的施設とみなされ、歳入法に規定する申告書の提出および納税の義務を負う、というものになります。このように本則においても限られた範囲での恒久的施設の規定となっていることから、タイにおける恒久的施設については基本的に外国法人の所在する各国との租税条約の規定に従うこととなると考えます。そのため、行動計画7に対する対応については、タイは行動計画6と平仄を合わせ、多国間協定に従った対応を取るものと考えられます。

BEPS 行動計画に対する対応状況のまとめ

最後に、BEPS 行動計画に対するタイの対応の状況をまとめます(次頁図表4)。

【図表 4】BEPS 行動計画と対応の状況のまとめ

行動計画 1	電子経済の課税上の課題への対処	電子商取引に対する国内法の改正について、パブリックコメント募集の公示。法改正については未了。
行動計画 2	ハイブリッドミスマッチによる効果の無効	制度対応なし
行動計画 3	外国子会社合算税制の強化	制度対応なし
行動計画 4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限	制度対応なし
行動計画 5	有害税制への対抗措置	インクルーシブフレームワークの中で対応が進められているが、BOI 税務恩典制度に対して明確な改正は行われていない。
行動計画 6	租税条約濫用の防止	行動計画 15、多国間協定への参加を検討中。
行動計画 7	恒久的施設の認定に対する人為的回避の防止	行動計画 15、多国間協定への参加を検討中。
行動計画 8、9、10、13	移転価格税制の改定	新たな移転価格税制の歳入法改正案が閣議決定済み。法改正については未了。
行動計画 11	BEPS の規模や経済的効果の測定・評価方法の検討	制度対応なし
行動計画 12	タックス・プランニングの報告義務策定	制度対応なし
行動計画 14	相互協議の効果的実施	APA ガイドラインを公表済み
行動計画 15	多国間協定の開発	多国間協定への参加を検討中

上記の通り、タイにおいて、BEPS 行動計画への対応は、個別に対応をしている状況になります。タイがインクルーシブフレームワークに参加したことにより、OECD からのミニマムスタンダードの要請を優先事項として、事務手続きを順次進めており、歳入局側のリソースが不足している状態でもあるようです。一方で、法制化あるいは細則を作成するにあたり、事前に歳入局内部の LTO (Large Business Tax Administration Office)、および法務部門、税務署、民間団体との間で調整を行う必要があり、法制化自体にも時間がかかります。納税者側の実務対応は法律の内容が明確化された後になりますので、省令、細則を含めた法整備に関する追加情報の公表が待たれるところではありますが、BEPS 行動計画への歳入局の対応状況について上記のような個別の対応がなされていることを確認して頂くとともに、自社の事業に関連する事項に関しては、情報の収集を行っておくことが肝要であると考えます。



子田 俊之
(こた としゆき)

日本国公認会計士
FAIR CONSULTING (Thailand)



システムコンサルティング会社にて約 5 年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あらた監査法人の金融部にて多くの外資系大手金融機関に会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在任中には米国プライスウォーターハウスクーパースに赴任し、米国での業務経験を得る。タイ駐在前には、インドネシアにて 4 年間の勤務経験を有する。現在、タイオフィスにて、現地会計、税務および法規制の観点から、クライアントの視点に立った幅広いコンサルティングサービスを提供している。



【Taiwan】

台湾における 所得税法の条文改正草案

相澤 祐介 SCS GLOBAL Consulting (Taiwan)

2017 年 10 月 12 日に所得税法の改正草案が行政院を通過しました。正式な公布は未だなされておりませんが、18 年1月に立法院で可決されたため、18 年からの全面適用となります。改正の要旨を、法人税と個人所得税に分けて紹介します。

1. 法人税の改正

①法人税率の変更

法人税とは、当期に発生した企業の課税所得（＝益金－損金）に対して、決算日の5カ月後に課税がなされる税金です。従前の税率は 17%でしたが、これを 20%へ増率する旨が改正草案に記載されています。ただし、年商が 50 万元未満の中小企業は、段階的に増税が適用されるため、改正初年度は 18%、二年度目は 19%、三年度目から 20% になります。

②留保金課税(未処分利益課税)の税率の変更

法人税を納税したのちに残る利益(税引後純利益)は決算日から6カ月以内に株主総会を開催し、その処分方法について決議する必要があります。

利益処分は、まず、欠損金がある場合はその填補に回されます。欠損金が無い場合は、当期発生利益の 10%は、法定積立金として積み立てます(どこかに拠出するわけではなく、配当不能な金額とし

て帳簿上分類するイメージです)。その後、残りの 90%については、株主に配当を行うか、内部留保して次期以降の事業や投資に回すかを株主総会で決議することになります。なお、株主配当については、定款に別段の定めがある場合を除いては、「0%以上」という規定はありません。

ここで、配当せずに留保した分については、翌事業年度分の法人税の申告時(上記①)に、10%の留保金課税が課徴されます。これが台湾の留保金課税制度です。今回、この留保金課税の税率が、現状の 10%から5%に軽減される旨が改正草案に記載されています。

③配当にかかる源泉徴収税率の変更

上記②の下線部で示した利益処分決議において、配当すると決議した分については、決議した配当期日までに株主に対して配当金の送金を行うこととなります。その際に、株主が台湾国外の法人または個人である場合は、配当金の送金時に源泉徴収を行い、税金控除後の金額を送金しなければいけません。当該源泉徴収税率が現状は 20%であるのに対し、改定草案では 21%(1%増)と規定されています。

しかしながら、株主が日本の法人または個人である場合は、別途、日台租税条約による軽減税率

である 10%が認められており、今回の改定はこの点には影響を与えません(図表1)。

2. 個人所得税の改正

①最高税率の引き下げ

個人の所得税は、日本と同様に、所得に応じて累進課税がなされます。これまで最高税率は 45% (1,000 万台湾元を超える部分に適用)でしたが、この度の改正草案では最高税率を 40%に下げの旨が記載されています。なお、最低税率は改正せず、5%の据え置きとなります。

②標準控除額の引き上げ

確定申告において所得税額の計算をする場合に、総所得金額から差し引くことができる控除の一つに標準控除があります。標準控除は、ほかの所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用されます。日本でも「基礎控除」という同様の性質のがあります。改正前の標準控除額は9万元でしたが、改正案ではこれを 12 万元に引き上げる旨の規定がされてい

【図表1】例:\$100の利益を配当する場合の源泉徴収税額の計算例租税

	株主が日本以外の海外	株主が日本
改正前	\$20(=100*20%)	\$10(=100*10%)
改正後	\$21(=100*21%)	\$10(=100*10%)

ます。

③給与所得特別控除額の引き上げ

給与所得を得ている方は、確定申告時に総所得金額から一定の金額を差し引くことができる給与所得特別控除があります。日本では給与所得の金額に応じて控除額が変動しますが、台湾では一律に適用されます。この控除額が、改正前は 12 万 8,000 元でしたが、改正草案では、20 万元に引き上げる旨が記載されています。

④障害者特別控除額の引き上げ

納税義務者本人または配偶者、扶養家族で身心障害を持つ者は一人当たり 12 万 8,000 元の所得控除が認められています。改正草案では、給与所得特別控除と同様に、20 万元まで控除額を引き上げる旨の記載がされています。

【図表2】対比表

項目	現行制度	改正後
法人税率	17%	20% 所得額 50 万元以下の中小企業は段階適用
留保金課税	10%	5%
配当源泉税	20% 日台租税条約では 10%	21% 日台租税条約では 10%
所得税最高税率	45%	40%
標準控除額	12.8 万元	20 万元
給与所得特別控除額	12.8 万元	20 万元
障害者特別控除額	12.8 万元	20 万元
幼児前扶養控除	2.5 万元	12 万元

⑤幼児前扶養控除

納税義務者が5歳以下の子女を扶養対象としている場合、対象子女1人当たり現状2万 5,000 元の所得控除が認められています。改正草案では、この控除額を12 万円まで引き上げる旨の記載がされています。

ただし、納税義務者の所得が一定額を超える場合は、控除自体が適用不可となります。

3. 対比表(前頁図表2)

4. まとめ

改正により、在台日系企業にとっては、法人税が増税される一方、留保金課税率が減少することから、総合的な税負担に大幅な変化はないものと考えます。個人については、課税階級や適用される控除などの違いにより、結果は異なるため一概に述べることはできませんが、税負担の軽減が期待されます。

今回の税制改正が、自社／自身に与える影響に関するより詳細な情報については、専門家にご相談されることが推奨されます。



相澤 祐介
(あいざわ ゆうすけ)

公認会計士(日本)
SCS global consulting
(Taiwan) Ltd



1986 年生まれ。東北大学在学中の 2008 年に公認会計士試験に合格。同大卒業後は大手監査法人にて財務諸表監査、株式公開支援業務等に従事。その後、米国、台湾と渡り、2013 年に SCS Global へ参画。シンガポールおよび香港で専門業務に当たりながら、台湾法人の設立を担当。設立と同時に台湾へ拠点を移し、現在は現地代表として会計、税務、監査等の専門サービスの提供に当たっている。



【China】解説・中国ビジネス法務 第29回

中国における環境保護税の導入

趙唯佳 森・濱田松本法律事務所

近年、中国では、環境保護に関する社会意識が高まり、中国政府も環境保護、汚染物排出削減に向けた取り組みを強化する姿勢を見せている。

法制度においては、環境保護法（2015 年1月改正施行）の改正をはじめ、大気汚染防止改善法、水質汚染防止改善法、固体廃棄物環境汚染改善法が次々と改正され、土壌汚染に関しても土壌汚染防止改善法の改正について意見募集が行われ、汚染土地土壌環境管理規則（試行）が制定された。さらに、16 年 12 月 25 日に「環境保護税法」¹が制定され、18 年1月1日から施行された。同法は、従来の「汚染物排出費」制度を廃止し、代わりに「環境保護税」の制度を設けた。本稿は、「環境保護税法」および「環境保護税法实施条例」の主な内容を紹介し、環境保護税に関する制度を説明する。

1. 「環境保護税法」および「環境保護税法实施条例」の制定

従来の制度としては、汚染物質を環境に直接排出する事業単位および個人商工業者は、「污水物排出費徴収使用管理条例」の規定に基づいて、汚染物排出費を納付していた。これに対して、「環境保護税法」は、汚染物排出費の徴収を廃止し（第27 条）、代わりに「環境保護税」の制度を設けた。また、国務院は、17 年 12 月 25 日に「環境保護税法实施条例」を公布し、「環境保護税法」の規定を具

体化した。「環境保護税法实施条例」²は「環境保護税法」とともに、18 年1月1日より施行されている。

2. 課税対象となる汚染物

「環境保護税法」は、課税対象となる汚染物を大気汚染物、水質汚染物、固体廃棄物および騒音とし、各々の税額や基準などの詳細は同法に添付されている「環境保護税税目税額表」および「課税汚染物質および当量値表」で列挙することとした（第3条）。

なお、「環境保護税税目税額表」は、「その他の固体廃棄物」も課税対象としており、当該廃棄物の範囲が不明確だったところ、「環境保護税法实施条例」第2条は、当該「その他の固体廃棄物」の範囲が「環境保護税法」第6条第2項の規定する手続き³に従って確定すると明確にした。

3. 納税義務者

環境保護税の納税者は、中国において課税汚染物質を環境中に直接排出する企業および事業単位ならびにその他の生産経営者である（「環境保護税法」第2条）。

² 中华人民共和国环境保护税法实施条例

³ 省、自治区、直轄市の人民政府が当該地区の環境収容能力、汚染物質排出の現状および経済社会生態発展目標の要求を総合的に考慮して、「環境保護税税目税額表」に定める税額の範囲内で提起し、同級人民代表大会常務委員会に決定を求め、かつ全国人民代表大会常務委員会および国務院に届け出る。

¹ 中华人民共和国环境保护税法

また、次の状況のいずれかに該当する場合、汚染物質を環境中に直接排出することには該当せず、相応の汚染物質の環境保護税を納付する必要はない(同第3条)。

- (1) 企業および事業単位ならびにその他の生産経営者が法に従い設立された污水集中処理場、生活ごみ集中処理場に課税汚染物質を排出するとき。
- (2) 企業および事業単位ならびにその他の生産経営者が国および地方の環境保護標準に合致する施設、場所において固体廃棄

物を貯蔵し、または処理するとき。

4. 納税額の計算方法

「環境保護税法」に基づいて、各課税対象となる汚染物の納税額の計算方法は下記のとおりである(図表1)。

「環境保護税法实施条例」第6条、第7条は、納税者による虚偽の納税申告、違法な課税汚染物排出等の違法行為があった場合、当期の汚染物発生量を汚染物排出量として税額を算定すると定めている。

【図表1】

①種類	②納税額の計算方法	③具体的な適用税額の範囲
大気汚染物	汚染当量数×具体的な適用税額 ※「汚染当量数」=汚染物排出量÷当該汚染物の「汚染当量値」(8条1項) ※「汚染当量値」とは、汚染物または汚染排出活動の環境に対する有害度および技術・経済性に基づき、汚染物毎の環境に対する汚染を考慮した総合的な指標または計量単位を指す(25条1号)。具体的な汚染当量値は「課税汚染物質および当量値表」で定められている(8条)。 例)動植物油(水質汚染物):0.16(kg)、二酸化硫黄(大気汚染物):0.95(kg)	汚染当量毎に1.2元~12元
水質汚染物		汚染当量毎に1.4元~14元
固体廃棄物	固体廃棄物の排出量×具体的な適用税額	・石炭脈石:5元/トン ・尾鉱:15元/トン ・危険廃棄物:1,000元/トン ・製錬スラグ、フライアッシュ、スラグ、その他固体廃棄物(半固体、液体廃棄物を含む):25元/トン
騒音	国が規定する基準を超えたデシベルの数値に対応する具体的な適用税額	1~3デシベル:350元/月 4~6デシベル:700元/月 7~9デシベル:1,400元/月 10~12デシベル:2,800元/月 13~15デシベル:5,600元/月 16デシベル~:11,200元/月

5. 納税額の減免

(1) 暫定的免除

大規模畜産以外の農業生産者が課税汚染物を排出する場合や、車や船舶等の流動汚染源が課税汚染物を排出する場合等において、環境保護税が暫定的に免除される(「環境保護税法」第 12 条)。

(2) 減額

納税者による課税大気汚染物質または水質汚染物質の排出濃度が、国および地方の定める汚染物質排出標準を 30% 下回る場合、環境保護税の 25% が減税される。納税者による課税大気汚染物質または水質汚染物質の排出濃度が国および地方の定める汚染物質排出標準を 50% 下回る場合、環境保護税の 50% が減税される(「環境保護税法」第 13 条)。また、「環境保護税法実施条例」によれば、ここでいう「排出濃度」は、納税者が自ら取り付けて使用する汚染物自動監督測定設備が当該月に測定して得た、大気汚染物質の濃度の 1 時間あたりの平均値を再度平均して得た数値、もしくは水質汚染物質について 1 日あたりの平均値を再度平均して得た数値、または監督測定機構が当該月において測定した大気汚染物質もしくは水質汚染物質の濃度の平均値である(「環境保護税法実施条例」第 10 条第 1 項)。さらに、減額を適用するには、前記大気汚染物質の 1 時間当たりの濃度、水質汚染物質の 1 日当たりの濃度の平均値、および監督測定機構が当該月において測定した濃度値のいずれも、すべて国家および地方が規定する汚染物質排出基準を超えてはならない(「環境保護税法実施条例」第 10 条第 2 項)。

6. 徴税管理および法的責任

「環境保護税法」に定める環境保護税の納税義務者、課税対象および金額負担だけを見れば、従来の汚染排出費から大きな変化は見られない。しかし、環境保護税は、税金である点で汚染排出費とは性質が異なるため、留意が必要である。汚染排出費の徴収担当部門は環境保護部門だったことに対し、環境保護税法の課税部門が税務機関になり、環境保護部門は汚染物排出状況のモニタリングや税務機関に対する情報提供等の協力を行う(「環境保護税法」第 14 条、15 条、「環境保護税法実施条例」第 12 条、15 条)。また、環境保護税の納付に際して違反行為があれば、税務機関による調査を受け、「税收徴収管理法」をはじめとする税法の関連規定に基づいて処罰を受けるリスクがあり、汚染排出費と比較すると徴収管理を強化しているといえる。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

趙 唯佳

(ちょう ゆいか)

森・濱田松本法律事務所
弁護士(中国)

中国で日本語を専攻した後、日本に留学。2007 年慶應義塾大学大学院卒業後、森・濱田松本法律事務所入所。日中間 M&A、JV などの対中投資案件、契約法務、コンプライアンス、独占禁止案件、労働問題、紛争解決、中国企業の日本 IPO 案件等の様々な中国関連業務を担当。高度な日本語能力と長年積み重ねてきた渉外法務の豊富な経験を生かし、企業法務全般を取り扱っている。



【Hong Kong】

香港における移転価格税制の概要

山口 和貴 Fair Consulting Hong Kong

概要

2017 年香港税務(改正)(第6号)法案が 17 年 12 月 29 日に公開されました。16 年 10 月に公表された公開草案、17 年 7 月に公表された当該公開草案に対する回答報告書が法案として立法会(香港の国会に相当)に提出されたものであり、審議を経て正式に公布、施行となる予定です。これにより、香港における移転価格制度が正式に導入され、従来は作成義務がなかった移転価格文書についても、一定の企業に作成が義務付けられることとなります。今回は、同法案における移転価格制度の概要および移転価格文書について解説いたします。

移転価格税制の概要

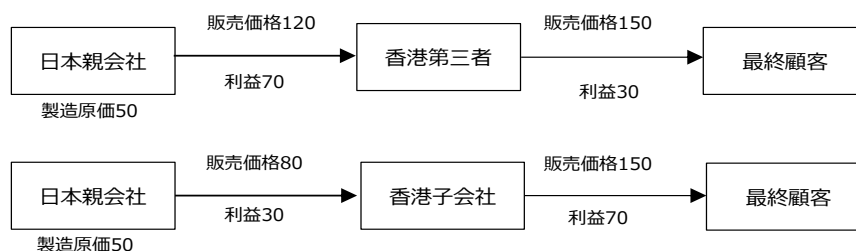
移転価格税制とは、資本関係等のある関連者間の取引価格を操作することによって、特定の関連者の得べき所得が他国の関連者に移転することを防ぐことを目的とするものです。移転価格税制上、関連者間の移転価格は、「独立企業間価格」、すなわち独立第三者間であるならば付されたであろう金額でなければならないとされています。結果として

海外に所得移転が行われているケースを問題とし、納税者に租税回避の意図があったかどうかは問われません。

例えば下記の例(図表1)のように、日本親会社から香港の第者には120で販売している製品を、香港の子会社には80で販売する場合、取引全体から発生する利益の合計は100で変わりませんが、日本側の利益は30、香港側の利益は70となり、二国間の利益配分が変更されることになります。これによって、本来は日本側で70発生すべきだった利益が30に減少し、その結果として日本で納付する法人税も減少することになるため(次頁図表2)、日本の税務当局としては、このような利益配分は防止したいという意図が働きます。このような利益配分を行うことにより他国に利益、結果として税金が移転してしまうことを防止するための制度が移転価格税制となります。

また、このような利益の移転が発生しているか否かを判定する基準となる取引価格が「独立企業間価格」、すなわち独立第三者間であるならば付され

【図表1】例



【図表2】

日本親会社の販売価格	日本側利益	香港側利益	利益合計
120	70 (法人税: $70 \times 30\% = 21$)	30 (法人税: $30 \times 16.5\% = 4.95$)	100 (法人税: $21 + 4.95 = 25.95$)
80	30 (法人税: $30 \times 30\% = 9$)	70 (法人税: $70 \times 16.5\% = 11.55$)	100 (法人税: $9 + 11.55 = 20.55$)

たであろう金額となりますが、現実的には、第三者との取引価格を把握することは難しいことも多く、税務調査があった場合に企業側でその妥当性を証明することが容易ではありません。このため、移転価格調査の際に提出が求められる証拠書類を事前に収集し、移転価格の妥当性を証明するための移転価格算定方法や利益水準等を記載した書類が移転価格文書となります。

従来の香港における移転価格制度

香港では、これまで移転価格制度に関する規定がなく、実務上のガイドラインである DIPN¹ 46 が公表されているのみでした。これは、全般的に OECD モデル租税条約や移転価格ガイドラインに従っているもので、移転価格算定方法は OECD ガイドラインに準じて基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法および原価基準法）を優先適用すること、移転価格文書の作成義務はないが推奨されること等を規定していました。

香港においては、これに先立つ 09 年 4 月 30 日付で DIPN 45 という移転価格関連の指針が既に発行されていたのですが、これは香港が租税条約を締結する相手国で移転価格課税が行われた場合の香港における二重課税救済方法についての規定でした。DIPN 46 により、香港自らが移転価格課税を

本格的に行う体制を整え、これに基づく移転価格税も徐々に行われて来てはいましたが、前述の通り、移転価格文書作成の義務がないことから、日系企業において移転価格に対する事前の準備をしている会社はそれほど多くなかったと思われます。

今後の香港における移転価格制度

今回の法案では、これまで税務条例に規定がなく、実務指針上のガイドラインのみであった移転価格税制に関する制度を香港税務条例の条文として成文化しています。ここでは、OECD が推奨するマスターファイル、ローカルファイルおよび国別報告書からなる 3 層構造の文書化を採用しています。それぞれの文書の概要は下記の通りとなります。

- ① Master file (マスターファイル): 多国籍企業の事業概要等を記載する文書
- ② Local file (ローカルファイル): 個々の関連者間取引に関する詳細な情報を記載する文書
- ③ CbC report (国別報告書): 国別に合計した所得配分、納税状況、経済活動の所在、主要な事業内容等を記載する文書

➤ 対象取引と開始時期

移転価格税制の対象となる取引は、香港域内お

¹ Departmental Interpretation Practice Note: 解釈指針

およびクロスボーダー取引の双方に適用されることとされています。従って、香港域内取引も含めた関連者間取引が下記の金額基準を超える場合にはマスターファイルおよびローカルファイルの作成が必要となります。

また、関連者の基準としては 50%超の支配権を有する場合および実態基準により会社を支配しているとみなされる場合に、支配・被支配関係にある両者等とされており、日本における関連者の基準とほぼ同様となっています。適用開始時期は 18 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からとされています。

➤ マスターファイルおよびローカルファイルの免除基準

企業に過度の負担をかけることを避けるため、今回の法案では、マスターファイルおよびローカルファイルの免除基準が定められています。

＜事業規模基準＞

以下の3条件のうち、2つを満たす企業はマスターファイルの提出およびローカルファイルの作成が免除されます。

- □年間総売上が2億香港ドル以下
- □総資産が2億香港ドル以下
- □従業員が 100 名以下

上記の2つ以上を満たさない場合にはマスターファイルおよびローカルファイルの作成が必要となりますが、関連者間取引を4つに分類し、以下の免除基準を超える取引のみローカルファイルを作成することになります。以下の基準のうちいずれかに達し

ない取引については、当該取引類型に関するローカルファイルの作成が免除されます。

＜関係取引基準＞

- □有形資産関連取引が 2.2 億香港ドル以下
- □金融資産関連取引が 1.1 億香港ドル以下
- □無形資産関連取引が 1.1 億香港ドル以下
- □その他関連取引(役務、ロイヤリティーなど)が 4,400 万香港ドル以下

また、上記4類型すべての取引が作成免除となる場合には、マスターファイルの作成義務も免除されることとなります。

➤ マスターファイルおよびローカルファイルの作成期限

作成期限は会計年度終了日から6カ月となっています。適用開始時期は 18 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からとされているため、3月決算の香港法人の場合には 19 年9月末、12 月決算の香港法人の場合には 20 年6月末が初回の作成期限となります。また、ファイルの保存期間は7年であり、英語または中国語での作成が必要となります。

➤ マスターファイルの記載内容

マスターファイルは以下のような内容を記載することとなります。紙面の都合上、記載内容の詳細については割愛させていただきますが、日本の租税特別措置法で規定されているマスターファイルの記載内容とほぼ同様となっていますので、そちらも参照することをお勧めします。

(1) グループの全体図

グループ会社の資本関係図、グループ会社の所在地

(2) グループの事業

利益の重要な源泉、主要5商品・サービスおよび売上高5%以上を占める商品・サービスのサプライチェーンの概要、グループ会社間の役務提供に関する重要な取り決めの一覧表およびその概要、グループ構成会社の付加価値創出における主たる機能・負担する重要なリスクおよび使用している重要な資産の概要等

(3) 無形資産

無形資産の開発・所有・使用に関する包括的な戦略の概要と主要な施設および R&D 管理場所の所在地、グループ構成会社間で使用される重要な無形資産の一覧表および所有者の一覧表、研究開発および無形資産に関する取引にかかる対価の額の設定方針の概要等

(4) 金融活動

グループ構成会社の資金調達方法の概要、グループ内で中心的な金融機能を果たすものの名称・所在地、グループ構成会社間での資金貸借にかかる対価の額の設定方針の概要等

(5) 財務および税務

グループの対象期間における連結財務諸表等

➤ ローカルファイルの記載内容

ローカルファイルは以下の内容を記載することとなります。こちらも日本の租税特別措置法で規定さ

れているローカルファイルの記載内容とほぼ同様となっています。

(1) 対象企業の概要

経営体制の概要、組織図、事業および事業戦略の詳細、主要な競合他社の情報等

(2) 関連者間取引の概要

主要な類型ごとの関連者間取引の概要および取引金額、関連者の判定方法、主要な関連者間取引の契約書コピー、独立企業間価格の算定方法の選定およびその理由、独立企業間価格算定方法の適用における重要な前提条件、選定された比較対象取引および比較分析に用いる利益水準指標の概要・比較対象取引の選定方法およびその情報の入手先等の情報の記述

(3) 財務情報

対象法人の監査済財務諸表、適用された独立企業間価格算定方法の適用に用いられる財務情報と財務諸表との関連に関する情報、比較分析に用いられる財務情報の概要と入手先等の情報

➤ 国別報告書の免除基準

国別報告書の提出はOECD(経済協力開発機構)の推奨基準に従って、年間の連結グループ売上が7.5 億ユーロ(約 68 億香港ドル)を超える企業グループが対象となります。当該免除基準を超える企業グループは、18 年1月1日以降に開始する事業年度より国別報告書の提出が必要となります。この基準だと、香港では約 150 社が提出の対象となる見込みとすることで、大部分の日系企業は対象外となることが予想されます。

まとめ

税率が 16.5%と低い香港はどちらかというと租税回避地(所得が集まって来やすい地域)として利用されているため、従来は移転価格税制の執行は緩やかに行われてきましたが、OECD が立ち上げた BEPS プロジェクト²に対応するため、今回は香港でも一定の法改正が行われることになりました。これに伴い、香港にある日系企業の一定数は移転価格文書の作成が義務付けられることとなります。これにより対象企業には相応の負担がかかることとなりますが、従来から適正な独立企業間価格で取引を行っている企業にとっては過度に懸念する必要はなく、今まで実施していたグループ間の取引価格の決定方法を簡潔に文書でまとめるだけで足りると思われれます。適用開始までにはまだ一定の時間的猶予があるため、これを機にグループ会社間の取引の内容や対価の決定方法を整理し、適正な独立企業間価格で行われていない取引を見直す等の準備を進めることが必要となります。



山口 和貴
(やまぐち かずたか)

Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

国内大手監査法人および中堅監査法人にて、法定監査業務、公開準備業務、財務デューデリジェンス業務、内部統制導入支援業務、IFRS 導入支援業務などに従事する。また、監査法人在籍中には、中国広州市に駐在し、華南地区および香港の日系企業に対し、会計・税務等に関するコンサルティング業務に従事した経験を持つ。現在は香港および中国に進出する日系企業へのコンサルティング業務に従事し、会計・税務面のアドバイスや、組織再編・M&A のサポートを行っている。

² 多国籍企業が課税所得を人為的に操作して課税逃れを行っている問題 (BEPS) に対処するためのプロジェクト



【アジア経済情報】

インドネシア

～緩やかな景気拡大が続く～

菊池 しのぶ みずほ総合研究所

2017 年3Q の成長率は横ばい

17 年3Q（7～9月期）の実質GDP成長率は前年比+5.1%と、2Q の同+5.0%からほぼ横ばい基調で推移した（図表1）。

総固定資本形成は前年比+7.1%と、前期（同+5.3%）から伸びが高まった。内訳をみると、機械投資、建設投資ともに寄与度が上昇している（図表2）。背景には、資源価格の上昇や世界景気の回復を背景に、企業の設備投資の動きが強まったことに加え、政府が進めるインフラプロジェクトが前期から引き続き進展したことがあるとみられる。

個人消費は前年比+5.0%と、前期（同+5.0%）と同じ堅調な伸びとなった。インフレの低下が押し上げ要因となる一方で、消費が盛り上がる断食明け大祭関連の休暇が、昨年の7月から今年は6

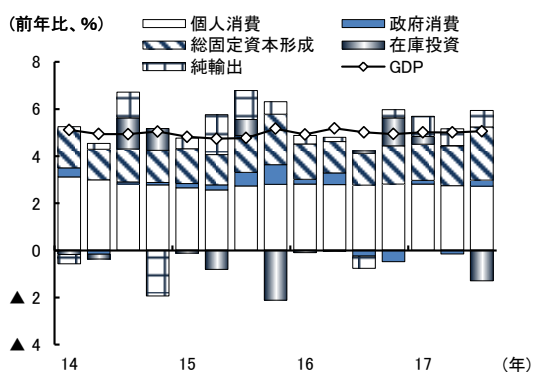
月に早まったことが、3Q の個人消費を一時的に下押ししたとみられる。政府消費は同+3.5%と、前期の同▲1.9%から伸びがプラスに転じた。

財貨・サービス輸出は、前年比+17.3%と前期の同+3.6%から大きく伸びが高まった。通関輸出をみると、7月の通関輸出は前年比+41.1%と大幅増となっており、前年に断食明け大祭の影響で稼働日数が低下した反動で今年は一時的に伸びが押し上げられたとみられる。財貨・サービス輸入も同+15.1%と前期の同+0.2%から伸びが高まった。純輸出の成長率寄与度は+0.7%PTと前期と同程度だった。

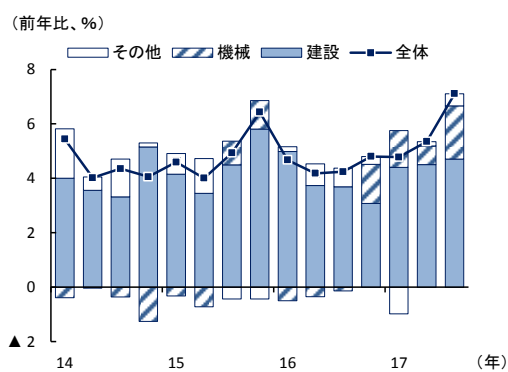
インドネシア中銀は 10 月に入り様子見姿勢

インドネシア中央銀行（BI）は、8月と9月に2度、合計 0.5%PT の政策金利引き下げを実施した。こうした利下げやドル高基調を受けて、これまで安

図表1 実質GDP成長率



図表2 総固定資本形成



定的に推移してきたルピアの対米ドルレートが下落した(図表3)。ルピアの下落等を背景にBIは10月の金融政策決定会合では3カ月ぶりに政策金利を据え置いた。一方、世界的な株高基調のなか、ジャカルタ総合指数は上昇基調で推移し数回にわたり過去最高値を塗り替える展開となった。

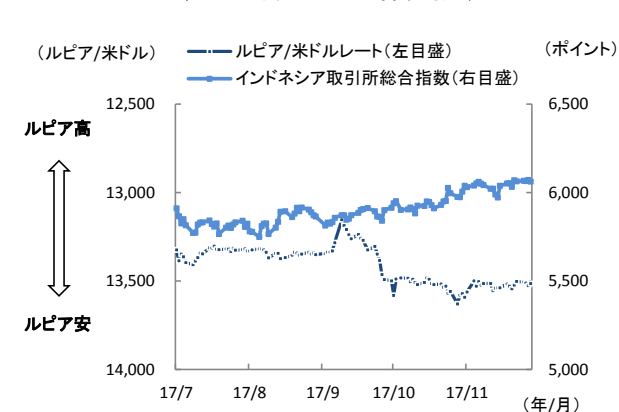
今後の景気は緩やかな拡大基調をたどる

今後の景気は緩やかな拡大基調をたどる見通しだ。輸出は、中国経済の減速で中国向けを中心に伸びが鈍化するものの、欧米経済の景気回復が下支えとなり、増勢は維持されるだろう。また、

ジョコ政権のインフラ投資計画のさらなる進展や、ビジネス環境の改善(下記、注目点参照)を背景に民間投資の緩やかな拡大が見込まれるなかで、総固定資本形成の加速が予想される。輸出や投資の拡大により雇用所得環境の改善が続き、個人消費は引き続き堅調に推移しよう。

18年後半からは、19年4月に予定される総選挙に向けて、政党支出等が拡大するとみられ、これが景気を加速させる見通しだ。以上より、実質GDP成長率は、17年が+5.1%、18年が+5.2%と予測する。

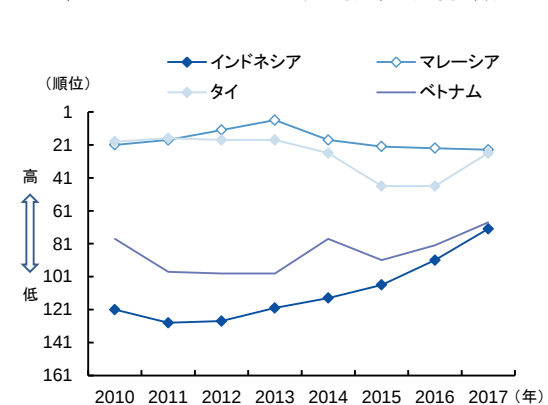
図表3 為替レート・株価指数



(注)直近は11月30日。

(資料)インドネシア証券取引所、インドネシア中央銀行より、みずほ総合研究所作成

図表4 ビジネスのしやすさ指数(世界順位)



(注)横軸は調査結果を発表した年。

(資料)世界銀行 Ease of Doing Business Ranking より、みずほ総合研究所作成

【注目点】ビジネス環境の改善が進み投資拡大に期待

17年10月31日、世界銀行は世界各国・地域のビジネスのしやすさについて順位付けした最新のビジネス環境ランキングを発表した。これによると、インドネシアのランキングは16年時点の91位から、17年時点では72位に改善した(図表4)。ランキング改善の背景には、ジョコ大統領が15年9月以降発表している第16弾にわたる経済政策パッケージや、インフラ整備などの政策により、投資環境が改善していることがありとみられる。世界銀行は最新のビジネス環境ランキングのレポートの中で、事業開始にかかるコストや電力コストの低下、輸出入手続きの簡素化などがランキングの改善に寄与したと指摘している。

もっとも、図表4が示すとおり、マレーシアやタイなど周辺ASEAN諸国に比べるとインドネシアのランキングは低水準で、また現地の日系企業に事業環境について意見を聞くと、引き続き納税手続きの煩雑さ等の問題が残っていると指摘されており、まだ改善の余地はある。今後も投資環境改善に向けた取り組みをさらに進めていくことで、対内直接投資を誘致して生産能力を強化し、潜在成長率を高めることができるかどうか注目される。

Back Issues

2017 年 6 月発行 第 63 号

- ・アジア投資マインド回復も対米通商警戒の日系製造業
～2017 年 2 月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・中国返還 20 周年を迎える香港
- ・重慶市概況と日系企業進出の可能性
- ・Vietnam:ベトナムにおける会計制度の主な特徴
- ・Indonesia:インドネシア新移転価格文書規制
- ・India:インドビジネス最新情報[25]一般的租税回避否認
規定および「実質的な経営の場所」の概念の導入
- ・China:解説・中国ビジネス法務[26]民事執行における
財産調査の最新状況
- ・China:企業簡易抹消登記改革に関する分析
- ・Hong Kong:香港私的有限会社の閉鎖オプション～会社
秘書役の観点からの考察～

2017 年 7/8 月発行 第 64 号

- ・2017 年上期為替市場の回顧と 2017 年下期の見通し
～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・欧州との物流ハブ目指す成都
- ・Malaysia:法人の不動産投資に関する課税関係
- ・India:インドの税制[64]インド子会社における IT を活用
したガバナンス強化のための要点(前編)
- ・Vietnam:現地法人への出資の際の送金手続きおよび
留意点
- ・Philippines:フィリピンにおける委託加工ビジネスの可能性
- ・Taiwan:インターネット広告費の支払いにかかる所得税
- ・China:企業経営における刑事コンプライアンスおよびリ
スク削減

2017 年 9 月発行 第 65 号

- ・電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・加速する産業移転の現状と課題～珠江デルタから広東
省東西北部へ～
- ・Vietnam:ベトナムにおけるインボイス制度の概要
- ・Thailand:タイ国移転価格税制について
- ・India:インドビジネス最新情報 [26]インド物品・サービ
ス税～供給が行われた場所
- ・China:中国における税関調査～ロイヤルティへの課
税動向
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [27]改正「外商投資産
業指導目録」
- ・Hong Kong:香港証券取引所～新たな取引市場の創設
に向けた動き
- ・Hong Kong:外国子会社合算税制改正の概要と在香港
日系企業への影響

2017 年 10 月発行 第 66 号

- ・電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・日本企業の台湾事業再構築～台湾事業の「存在意義」
を探る～
- ・香港外食産業への進出に関する考察
- ・India:インドの税制 [65]インド子会社における IT を活用
したガバナンス強化のための要点(後編)

- ・Malaysia:源泉税に関する改正とその留意事項
- ・Singapore:シンガポールの法人税
- ・Vietnam:公開会社に関するガバナンス規則の概要
- ・China:「広東省高級人民法院の労働紛争案件の審理にお
ける疑問に関する解答」の一部解説と外資企業の留意点
- ・China:中国からの資金還元スキーム～中国配当実務～
- ・Taiwan: 台湾における法人税申告の個別調査

2017 年 11 月発行 第 67 号

- ・中国食農ビジネスの機会を探る～日本の技術・ノウハ
ウで中国の課題解決に貢献～
- ・加速する産業移転の現状と課題(続編)
- ・Vietnam:ベトナムにおける移転価格の新政令と通達
- ・Philippines:フィリピンの VAT 還付制度
- ・Cambodia:カンボジアの最新税務動向
- ・India:インドビジネス最新情報 [27]2016 年破産法およ
び倒産法の解説
- ・China:中国会社法「司法解釈(四)」の要点解説
- ・China:中国における非貿易送金の実務～ロイヤルティ
ーとサービスフィー～
- ・Hong Kong:ウェルス・マネジメントにおける新たな選択
肢～オフショア信託～

2017 年 12 月発行 第 68 号

- ・ベトナム投資を拡大する韓国企業
- ・中国医療事業への参入に関する考察
- ・Indonesia:新移転価格文書化規則制定後の動向と企
業の対応
- ・Vietnam:製造業に対する優遇税制の特徴と拡張投資
にかかる留意点
- ・India:インド IBC を活用した債権回収実務の現状とその
留意点
- ・India:インドの税制[66]インドにおける新たな税務計
算・開示基準(ICDS)の適用
- ・China:商業賄賂リスク防止～贈答と賄賂の境界線～
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [28]中国国際投資紛
争仲裁規則(試行)
- ・Hong Kong:香港における航空機リース事業の税制改正

2018 年 1/2 月発行 第 69 号

- ・2017 年下期為替市場の回顧と 2018 年の見通し
- ・香港の賃金動向～2017 年の回顧と 18 年の展望～
- ・Vietnam:ベトナム企業を対象とする M&A の法律上・実
務上のポイント
- ・Vietnam:国家証券委員会のオフィシャルレターの有効性
- ・Vietnam:ベトナムの付加価値税還付に関する現行制
度の問題点とその改正
- ・Australia:豪州移転価格税制
- ・Malaysia:2018 年度マレーシア予算案における税制改正
- ・India:インドビジネス最新情報 [28] BEPS アクションプ
ランに対応する移転価格文書化への取り組み
- ・China:中国における税関調査～一般的な流れと対応

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6628-9208



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。